

## 荅北町新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けている町内の商工事業者が実施する「新しい生活様式」に対応した感染防止対策及び事業の継続を支援するため、荅北町新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、荅北町補助金交付規則（平成19年荅北町規則第32号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

- 第2条 補助金の交付対象者は、町内に住所を有する法人又は個人事業者で、町内に店舗を有する飲食店、小売販売業者及び宿泊業者その他町長が別に定める業種とする。
- 2 町内に店舗を有し、町内に住所を有しない法人又は個人事業者にあつては、町税（固定資産税等）を納めている場合は補助対象者とする。
- 3 町内に住所を有し、町内に店舗を有しない法人又は個人事業者にあつては、町税（住民税等）を納めている場合は補助対象者とする。

### (補助金の額)

- 第3条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3を乗じた額とし、1回あたり15万円を上限とする。
- 2 この要綱による補助金の交付は、同年度内の同一補助対象者に対して1回限りとする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助対象経費)

- 第4条 補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症による感染防止を図るために必要な経費であつて、次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。
- (1) 設備設置に要する経費（換気設備・自動水栓等）
- (2) 物品購入に要する経費（アクリル板・非接触型体温計・空気清浄機等）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が認める経費

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 必要経費の内容が分かるもの
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があった場合、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績の報告)

第7条 申請者は、事業終了後速やかに、補助金実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業に属する収支決算書
- (2) 当該事業の内容がわかる写真及び支払いに係る請求書（内訳がわかるもの）、領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の確定)

第8条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、関係書類を審査し、補助事業の成果が、補助金交付決定の内容に適合するものであると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、補助金を請求しようとするときは、補助金請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金を受けた者が、虚偽又は不正な方法によって交付を受けたと認められたときは、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定め、その返還を請求するものとする。

- 2 申請者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を処分する場合には、補助金の全部若しくは一部を返還しなければならない。
- 3 前項において、取得財産等については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を基礎とする。

4 本条第1項及び第2項により補助金返還請求を受けた申請者は、期限までに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年12月11日告示第140号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年8月4日から適用する。

附 則 (令和3年1月6日告示第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年8月4日から適用する。

附 則 (令和3年3月18日告示第41号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年2月5日から適用する。

附 則 (令和3年9月13日告示第147号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月22日告示第39号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。